

令和5年8月17日(木)
午前11時
議会棟4階 第1委員会室

教育委員会定例会

議 案 書

傍 聴 人
閲 覧 用

退席時はお返却願います。

寝屋川市教育委員会

議決事項

議案第31号 寝屋川市市民サービス・働き方改革本部及び子育て・教育総合支援本部に関する規則の一部を改正する規則について

議案第32号 寝屋川市立幼保連携型認定こども園の設置に関する市長からの意見聴取について

議案第33号 令和5年度全国学力・学習状況調査及び寝屋川市学習到達度調査結果の公表について

署名人

高須教育長

有山委員

7月・8月教育委員会一般事務報告

(7月21日～8月17日)

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
7	21	金	小学生・中学生サミット	各校の取組交流等	総合教育研修センター エスポアール
	27	木	教育委員会臨時会		総合教育研修センター
			歴史的資料収集・保存活用委員会	委嘱及び予算決算について	市民ギャラリー
	28	金	大阪府都市教育長協議会	夏季研修会	ホテルアウィーナ大阪
			放課後子ども総合プラン運営委員会	第1回運営委員会	議会棟4階 第1委員会室
8	1	火	寝屋川市立小学校給食の無償化に関する事務処理要綱等の制定	小中学校の学校給食費の無償化に係る食材購入等の事務処理について定める要綱の制定	
			寝屋川市立小学校給食における学校給食食材費緊急支援事業に関する事務処理要綱等の制定	小中学校の給食における食材費緊急支援事業に係る事務処理について定める要綱の制定	
			小学校給食費の無償化に係る寝屋川市学校給食費助成金交付要綱等の制定	食物アレルギー等により自宅から弁当を持参している児童等の保護者に対し給食費相当額の助成金を交付するために必要な事項について定める要綱の制定	
			小学校給食食材費緊急支援事業に係る寝屋川市学校給食費助成金交付要綱等の制定	食物アレルギー等により自宅から弁当を持参している児童等の保護者に対し給食食材費上昇分相当額の助成金を交付するために必要な事項について定める要綱の制定	
			校長夏季研修会	小中一貫教育について	総合教育研修センター
	2	水	教頭夏季研修会	小中一貫教育について	総合教育研修センター
			令和5年度第3回社会教育委員会会議	会議	議会棟4階 第1委員会室
	10	木	近畿都市教育長協議会	役員会	ホテルアウィーナ大阪
	17	木	教育委員懇話会		議会棟4階 第Ⅰ・Ⅱ会議室
			教育委員会定例会		議会棟4階 第1委員会室

8月・9月教育委員会行事計画書

(8月18日～9月30日)

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
8	18	金	大阪府都市教育長協議会	役員会・夏季研修会・定例会	ホテルアウィーナ大阪
	23	水	教育フォーラム2023	講演会	市民会館
			令和5年度第4回社会教育委員会 議	会議	議会棟4階 第Ⅰ・Ⅱ会議室
	24	木	校長役員会	9月校長会の案件について	総合教育研修センター
			教育行政事務の点検・評価会議	会議	議会棟4階 第1委員会室
	30	水	9月市議会定例会（第1日）	付議事件即決、委員会付託	市議会議場
			予算決算常任委員会（全体会）	決算審査の運営	議会棟4階 第1委員会室
9	1	金	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	4	月	文教生活常任委員会	付託事件審査	議会棟4階 第1委員会室
			予算決算常任委員会（分科会）	付託事件審査	議会棟4階 第1委員会室
	6	水	予算決算常任委員会（全体会）	討論、採決	議会棟4階 第1委員会室
	7	木	教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	10	日	市民体育大会レスリングの部兼寝 屋川大会	大会	市民体育館
	12	火	9月市議会定例会（第2日）	一般質問	市議会議場
	13	水	9月市議会定例会（第3日）	一般質問	市議会議場
	14	木	9月市議会定例会（第4日）	一般質問	市議会議場
	17	日	市民体育大会バウンドテニスの部	大会	市民体育館
	20	水	文教生活常任委員会協議会	所管事項質問	議会棟4階 第1委員会室
	21	木	校長役員会	10月校長会の案件について	総合教育研修センター
	22	金	9月市議会定例会（第5日）	委員長報告、追加事件即決、継続 審査	市議会議場
	23	土	市民ウォーキング	ウォーキング	寝屋川市役所～野崎観音
	28	木	教育委員懇話会		議会棟4階 第Ⅰ・Ⅱ会議室
			教育委員会定例会		議会棟5階 第2委員会室
	30	土	中学校体育大会（12校）	体育大会	市立全中学校

議案第31号

寝屋川市市民サービス・働き方改革本部及び子育て・教育総合支援
本部に関する規則の一部を改正する規則について

寝屋川市市民サービス・働き方改革本部及び子育て・教育総合支援本部に関する規則の一部を改正するため、教育委員会の議決を求める。

令和5年8月17日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

市民サービス・働き方改革本部及び子育て・教育総合支援本部統括本部長等に関連する規定の改正を行うため。

寝屋川市市民サービス・働き方改革本部及び子育て・教育総合支援
本部に関する規則の一部を改正する規則

寝屋川市市民サービス・働き方改革本部及び子育て・教育総合支援本部に関する規則（令和３年寝屋川市規則・寝屋川市教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「副市長」を「経営企画部担当副市長」に改める。

第２条の次に次の１条を加える。

（市民サービス・働き方改革本部及び子育て・教育総合支援本部統括副本部長）

第２条の２ 市民サービス・働き方改革本部及び子育て・教育総合支援本部統括副本部長（以下「統括副本部長」という。）を置き、他の副市長をもってこれを充てる。

２ 統括副本部長は、統括本部長を補佐する。

第７条中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号から第６号までを１号ずつ繰り上げる。

第１３条第１項中「理事（子育て・教育総合支援担当）・教育委員会事務局教育次長」を「理事（子育て・教育総合支援担当）兼こども部長」に改める。

第１４条第１項第１号中「こども部長」を「教育委員会事務局学校教育部長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

寝屋川市市民サービス・働き方改革本部及び子育て・教育総合支援本部に関する規則

No.1

改 正 案	現 行
(市民サービス・働き方改革本部及び子育て・教育総合支援本部統括本部長) 第2条(略) 2 統括本部長は、<u>経営企画担当副市長</u>をもって充てる。 3 (略) <u>(市民サービス・働き方改革本部及び子育て・教育総合支援本部統括副本部長)</u> 第2条の2 <u>市民サービス・働き方改革本部及び子育て・教育総合支援本部統括副本部長</u>(以下「統括副本部長」という。)を置き、<u>他の副市長をもってこれを充てる。</u> 2 <u>統括副本部長は、統括本部長を補佐する。</u> (市民サービス・働き方改革本部員) 第7条 市民サービス・働き方改革本部員は、次に掲げる者をもって充てる。 _____ <u>(1) 経営企画部企画一課長</u> <u>(2) 経営企画部企画二課長</u> <u>(3) 総務部人事室長</u> <u>(4) 総務部人事室課長</u> <u>(5) 前各号に掲げる者のほか、統括本部長が指定する職員</u>	(市民サービス・働き方改革本部及び子育て・教育総合支援本部統括本部長) 第2条(略) 2 統括本部長は、<u>副市長</u>_____をもって充てる。 3 (略) (新設) (市民サービス・働き方改革本部員) 第7条 市民サービス・働き方改革本部員は、次に掲げる者をもって充てる。 <u>(1) 経営企画部次長(統括本部長が指定する次長に限る。)</u> <u>(2) 経営企画部企画一課長</u> <u>(3) 経営企画部企画二課長</u> <u>(4) 総務部人事室長</u> <u>(5) 総務部人事室課長</u> <u>(6) 前各号に掲げる者のほか、統括本部長が指定する職員</u>

改 正 案	現 行
(子育て・教育総合支援本部長) 第13条 子育て・教育総合支援本部長（以下この章において「本部長」という。）は、<u>理事（子育て・教育総合支援担当）兼こども部長</u>をもって充てる。 2（略） (子育て・教育総合支援副本部長) 第14条 （略） (1) <u>教育委員会事務局学校教育部長</u> (2)（略） 2（略） 附 則 この規則は、公布の日から施行する。	(子育て・教育総合支援本部長) 第13条 子育て・教育総合支援本部長（以下この章において「本部長」という。）は、<u>理事（子育て・教育総合支援担当）・教育委員会事務局教育次長</u>をもって充てる。 2（略） (子育て・教育総合支援副本部長) 第14条 （略） (1) <u>こども部長</u> (2)（略） 2（略）

議案第32号

寝屋川市立幼保連携型認定こども園の設置に関する市長からの意見
聴取について

市長から意見聴取のあった寝屋川市立幼保連携型認定こども園の設置について回答するため、教育委員会の議決を求める。

令和5年8月17日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市が設置する幼保連携型認定こども園に関する教育委員会の意見聴取に関する規則（令和5年寝屋川市規則第15号）第1条第2号の規定に基づき市長から意見聴取のあった、寝屋川市立幼保連携型認定こども園の設置について、協議を行い回答するため。

こ保第 1537 号

令和 5 年 8 月 7 日

寝屋川市教育委員会

教育長 高須 郁夫 様

寝屋川市長 広瀬 慶輔



寝屋川市立幼保連携型認定こども園の設置に関する意見聴取について

市立幼保連携型認定こども園の設置にあたり、寝屋川市が設置する幼保連携型認定こども園に関する教育委員会の意見聴取に関する規則（令和 5 年寝屋川市規則第 15 号）第 1 条第 2 号の規定に基づき、教育委員会の意見を聴取します。

記

1 教育委員会の意見を聴取する内容

(1) 市立幼保連携型認定こども園の設置に関すること

小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を提供するため、認定こども園への移行を図るための寝屋川市立幼稚園条例及び寝屋川市立保育所条例の一部を改正する条例（令和 4 年寝屋川市条例第 4 号）第 1 条の規定に基づき、令和 6 年 4 月 1 日に中央幼稚園とコスモス保育所、南幼稚園とあざみ保育所を再編し、現在のコスモス保育所及びあざみ保育所の位置に、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 12 条の規定に基づき、市立幼保連携型認定こども園を設置する。

(2) 市立幼保連携型認定こども園に関する事項

別紙のとおり



市立幼保連携型認定こども園に関する事項

項目	内容
対象施設	1 中央幼稚園（初町 19-1）とコスモス保育所（長栄寺町 22-13）を再編し、現在のコスモス保育所の場所に開設する。 2 南幼稚園（下木田町 6-1）とあざみ保育所（下木田町 16-53）を再編し、現在のあざみ保育所の場所に開設する。
施設名称	1 寝屋川市立まあぶるこども園 星の学舎（寝屋川市長栄寺町 22-13） 2 寝屋川市立まあぶるこども園 月の学舎（寝屋川市下木田町 16-53）
利用定員	1 寝屋川市立まあぶるこども園 星の学舎 定員 90 名（2・3号：80 名、1号：10 名） 2 寝屋川市立まあぶるこども園 月の学舎 定員 120 名（2・3号：110 名、1号：10 名）

【共通事項】

項目	内容
開設年月日	令和 6 年 4 月 1 日
学級の編制	・ 3～5 歳児クラスは、教育課程に基づく教育を行うため学級を編制し、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制する。 ・ 1 学級の園児数は、3 歳児クラスは 25 人以下、4 歳児クラス以上は 35 人以下を原則とする。
開園時間 ・ 保育時間	1 開園時間 7 時 30 分～19 時 00 分 2 保育時間 【1号認定（幼稚園部分）】 9 時 00 分～14 時 30 分（水曜日は 9 時～12 時） ※延長保育は無し 【2・3号認定（保育所部分）】 標準時間：7 時 30 分～18 時 30 分 ※18 時 30 分以降は延長保育 短時間：9 時 00 分～17 時 00 分 ※9 時までと 17 時以降は延長保育

学期	第1学期：4月1日～8月31日 第2学期：9月1日～12月31日 第3学期：1月1日～3月31日
休園日	【1号認定（幼稚園部分）】 土、日、祝、夏季休業（7/21～8/31）、冬季休業（12/25～1/7）、春季休業（3/25～4/7） ※ 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下回ってはならない。 【2・3号認定（保育所部分）】 日、祝、12月29日～1月3日
給食	1 提供方法 自園調理 2 提供日 【1号認定（幼稚園部分）】 月～金曜日（水曜日・祝日を除く） 【2・3号認定（保育所部分）】 月～土曜日（祝日を除く）
午睡	【1号認定（幼稚園部分）】 なし 【2・3号認定（保育所部分）】 あり
入園の申し込み	【1号認定（幼稚園部分）】 ・前年の11月1日から11月30日までに認定こども園に申請し、12月中旬に入園許可書等を発送する。 【2・3号認定（保育所部分）】 ・前年の11月30日までに保育課に必要書類を揃えて申請し、1月下旬に利用調整結果通知書を発送する。 ・市規則に定める「保育所等の利用調整基準表」に基づき、調整を行う。
退園	保護者が退園届を提出する。

保育料	【1号認定（幼稚園部分）】 幼児教育・保育の無償化により0円。 【2・3号認定（保育所部分）】 1 保育料の決定 ・市規則に基づき、世帯の市町村民税額により決定（0円～62,600円）する。 ・3～5歳児クラスの園児は、幼児教育・保育の無償化により0円。 2 徴収 当月分の保育料を毎月末日に口座振替もしくは納付書での支払により、市が徴収する。 3 還付 園児が病気のため継続して15日以上欠席（土、日、祝を含む）した場合、半月分、1か月以上欠席した場合は、1か月分の保育料を還付請求することができる。
健康診断	1 健康診断の実施 入園時及び1年に2回の健康診断を行う。 2 嘱託医の設置 ・園医 ・園歯科医 ・園薬剤師
緊急時の連絡	園児に緊急事態が発生した場合は、保護者の緊急連絡先に速やかに連絡を行い、嘱託医または主治医に連絡するなどの措置を行う。
非常災害時の対策	・消防計画書により対応を行う。 ・避難及び消火訓練は毎月1回以上行う。
相談等に関する窓口	園に窓口担当者を置く。
賠償責任保険の加入	1 加入保険 独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」 2 保険内容 医療費、障害見舞金、死亡見舞金

議案第33号

令和5年度全国学力・学習状況調査及び寝屋川市学習到達度調査結果の
公表について

令和5年度全国学力・学習状況調査及び寝屋川市学習到達度調査の結果公表の
方法について決定するため、教育委員会の議決を求める。

令和5年8月17日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

市教育委員会が、教育施策の改善を図るという調査の目的を達成するとともに、保護者や市民に対して説明責任を果たすため。

令和5年度全国学力・学習状況調査及び寝屋川市学習到達度調査結果の公表について

結果公表の方法及び内容については、以下のとおりとする。

1. 市の結果について

(方法)

広報ねやがわに掲載する。

(内容)

- ・ 全国及び市全体の平均正答率（国語、算数・数学、英語（中学校のみ））
- ・ 市全体の経年比較（グラフ化）
- ・ 質問紙調査の結果
- ・ 学力向上に向けた市の取組 等

2. 各学校の結果について

(方法)

市教育委員会ホームページに掲載する。

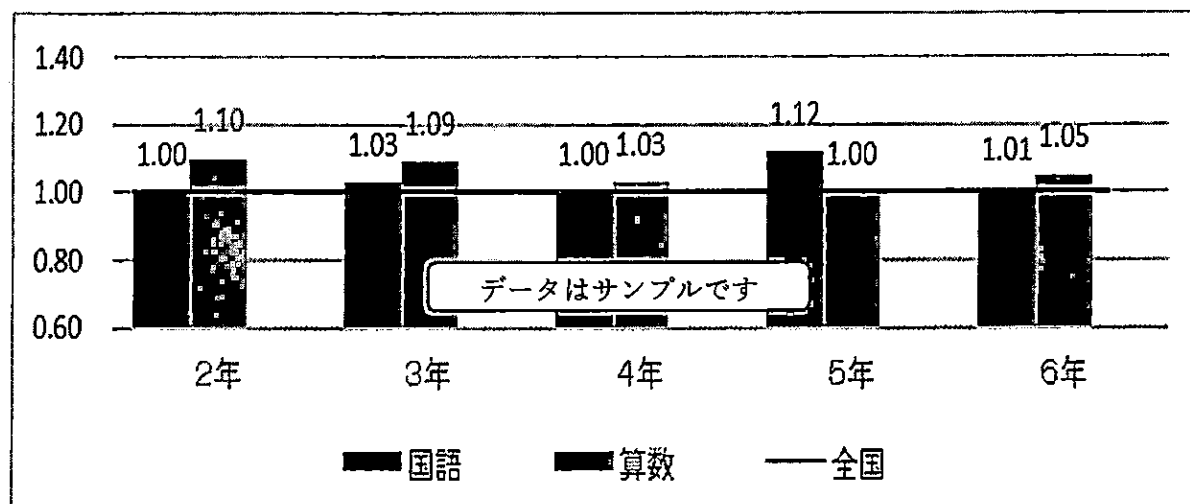
※掲載イメージは別紙資料参照

(内容)

- ・ 学校ごとの平均正答率
（全国を1とした場合の平均正答率の割合をグラフ化）
- ・ 調査結果についての分析、今後の改善方策
（国語、算数・数学、英語（中学校のみ）、質問紙調査）
- ・ 学力向上の取組
（中学校区の取組・自校の取組）

令和5年度 全国学力・学習状況調査及び寝屋川市学習到達度調査について
△△中学校区 ○○小学校

○調査結果（全国平均を1とした場合の平均正答率の比）



※小学2～5年生は寝屋川市学習到達度調査、小学6年生は全国学力・学習状況調査の結果

○調査結果についての分析、今後の改善方策

寝屋川市学習 到達度調査	国語	
	算数	
全国学力 学習状況調査	国語	
	算数	
	質問紙	

○学力向上の取組

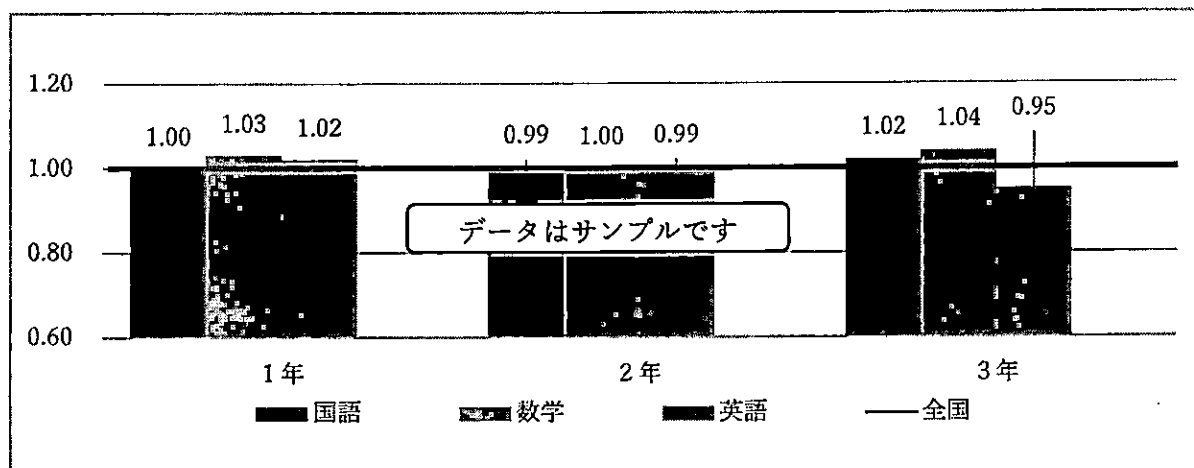
【 中学校区 】

【 学 校 】

(例)

令和5年度 全国学力・学習状況調査及び寝屋川市学習到達度調査について
△△中学校区 ○○中学校

○調査結果（全国平均を1とした場合の平均正答率の比）



※中学1・2年生（国・数・英）及び中学3年生（英）は、寝屋川市学習到達度調査
中学3年生（国・数）は、全国学力・学習状況調査の結果

○調査結果についての分析、今後の改善方策

寝屋川市学習 到達度調査	国語	
	数学	
	英語	
全国学力 学習状況調査	国語	
	数学	
	英語	
	質問紙	

○学力向上の取組

【 中学校区 】

【 学 校 】